

## 国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター実施規約

元消安第 3893 号

令和元年 12 月 11 日

沿革

令和 2 年 10 月 26 日 2 消安第 3171 号 一部改正

(趣旨)

第 1 条 2020 (令和 2) 年は、植物病虫害のまん延防止の重要性に対する世界的な認識を高めることを目的に、国連により定められた「国際植物防疫年 2020」です。農林水産省においても、国際年という貴重な機会を捉え、国内において幅広く植物病虫害の侵入・まん延防止の重要性を周知したいと考えています。農林水産省と企業、団体等 (以下「企業等」という) の多様な関係者が協力して周知、再認識する目的で、周知活動を行う企業等を農林水産省消費・安全局長 (以下「消費・安全局長」という。) が国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター (以下「サポーター」という。) として認定するために本規約を制定します。

(実施内容)

第 2 条 サポーターとして活動する企業等は、国際植物防疫年 2020 の機会に、次のいずれかの取組を通じて国際植物防疫年 2020 に関する周知活動を実施するものとします。

- (1) 企業等のホームページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- (2) 植物防疫に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- (4) その他、植物病虫害の侵入・まん延を防止することの重要性を周知する活動

(サポーターの申請)

第 3 条 第 1 条の趣旨に賛同し、本制度への参加を希望する企業等は、別記様式第 1 に必要事項を記入し、消費・安全局長に申請することとします (提出先は iyph2020@maff.go.jp)。

2 次の各号のいずれかに該当する企業等からの申請は受け付けません。

- (1) 政治団体又は宗教団体であること。
- (2) 役員等が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、

暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である企業等。

- 3 1の申請に当たっては、企業等の概要（設立年月日、資本金、事業所の名称、従業員数、主要製品（又はサービス）名、事業規模等）を示す資料を添付するものとします。

（サポーターの認定）

第4条 消費・安全局長は、前条による提案があった場合において、取組案に記載された内容が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その提案企業等をサポーターとして認定します。

- （1）「国際植物防疫年2020」の趣旨に沿っていること
- （2）植物病虫害の侵入・まん延防止の重要性を周知することに何らかの形で資すること
- （3）取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- （4）取組の内容が特定の製品又はサービスの宣伝目的でないこと

- 2 企業等は、消費・安全局長による通知をもってサポーターとなることとします。

（ロゴマークの使用）

第5条 サポーター企業等による活動においては、国際植物防疫年2020のロゴマークを使用することが推奨されます。

ロゴマークの使用に当たっては、国際連合食糧農業機関（FAO）の使用規約に従ってください。

（取組実績の報告等）

第6条 サポーターは、その取組実績（国際植物防疫年2020のロゴマークの使用実績等を含む。）について、事務局から照会があった場合は、別記様式第2により消費・安全局長に報告することとします。

- 2 前項に基づき報告された内容は、農林水産省のホームページ、SNS等により、公表します。

（活動期間）

第7条 サポーターとしての活動期間は、認定証を発行した日から令和3年7月1日までとします。

（是正の要求）

第8条 消費・安全局長は、サポーター又はその関係者が、次のいずれかに該当

すると認める場合、当該サポーターに対し、是正を求めることがあります。

(1) 本規約に違反し、またはその疑いがある場合

(2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがある場合

(認定の取消し等)

第9条 消費・安全局長は、サポーターが本規約若しくは国際植物防疫年 2020 の趣旨に反するような行為又は法令や公序良俗に反する若しくは反するおそれがある行為を行った場合には、次の措置を講ずるものとします。

(1) 警告

(2) サポーター認定の取消し

(3) 企業等名の公表

(4) 訴訟

(個人情報の取扱)

第10条 消費・安全局長が入手したサポーターの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき適切に管理します。業務に係る施設等機関の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とします。

2 消費・安全局長は、サポーターの了承を得た上で、参画企業等および第三者にサポーターの個人情報を提供することができることとします。

(規約の改訂等)

第11条 本規約は、消費・安全局長により必要に応じて改訂される場合があります。その場合は、改訂後にサポーターに通知します。

2 本規約の改訂によりサポーターに不利益が生じた場合も、農林水産省はその責任を負うものではありません。

(附則)

本規約は、令和元年12月11日から施行します。

(事務局)

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室

100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

03-3502-5978 iyph2020@maff.go.jp

様式第 1

国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター  
取組案の提案について

国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター実施規約第 3 条に基づき、取組案を以下のとおり作成し、サポーターとしての認定を求めます。

令和 年 月 日

サポーターの名称  
住所  
代表者名

農林水産省御中

令和 2 年の取組の概要	(いつ、どこで、誰に、何を、どのように行う予定か具体的に記載。国際植物防疫年 2020 のロゴの使用する場合はその旨も記載。)
取組スケジュール	
取組による効果の見込み	
担当者連絡先	

様式第 2

国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーターの取組実績等の報告について

国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター実施規約第 6 条第 1 項に基づき、取組実績等を報告します。

令和 年 月 日

サポーターの名称  
住所

農林水産省 御中

<報告対象期間>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

取組実績及び ロゴマーク使用実績 ※写真を 2 枚以上添付	(いつ、どこで、誰に、何を、どのように行ったか具体的に記載。国際植物防疫年 2020 のロゴを使用する場合はその旨も記載。)
取組による効果	
今後の予定・展望	

<担当者連絡先>

※上記の取組実績等は、農林水産省ウェブサイト等により公表します。

様式第 1 (記載例)

国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター  
取組案の提案について

国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター実施規約第 3 条に基づき、取組案を以下のとおり作成し、サポーターとしての認定を求めます。

令和元年 12 月 15 日

〇〇株式会社  
東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇  
農水 太郎

農林水産省御中

令和 2 年の取組の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>2020 年〇月～〇月に、〇〇協議会のホームページ及び SNS において、国際植物防疫年 2020 のロゴ及び Web サイトのリンクを紹介し、協議会会員に対して国際植物防疫年 2020 の趣旨、植物防疫の重要性を周知する。</li><li>2020 年〇月～〇月、〇〇空港の出発手続カウンターで植物検疫に関するリーフレットの設置を行うとともに、〇〇～〇〇航路において植物検疫制度に関する機内アナウンスを実施し、旅行客に対して植物の持ち込み規制に関する広報を実施する。</li><li>2020 年〇月、〇〇学校 (又は会社) において、学生に対して植物防疫に関する講座 (又は研修会) を開催する。</li><li>2020 年〇月、〇〇に関する市民公開イベントにおいて、国際植物防疫年 2020 をテーマとしたセッションを開催し、植物防疫に関するセミナーを行う。</li></ul>
取組スケジュール	通年：〇〇 3 月～6 月：〇〇、11 月：〇〇
取組による効果の見込み	<ul style="list-style-type: none"><li>Web サイト (アクセス数〇〇人/月) での発信、SNS (フォロワー数〇〇人) への発信による植物防疫の認知度向上。</li><li>リーフレット配布や機内放送により、植物の輸入の規制について旅行者に周知。</li><li>社内研修 (例年〇〇人受講) により、植物防疫に関する認識を向上。</li></ul>
担当者連絡先	農水 花子 (〇〇部□□課) 03-1234-5678 hanako@xxx.co.jp